



市県民税申告・所得税の確定申告

12月は滞納整理強化月間 市税の滞納 まずは納付相談を

税務課と吉田・三間・津島支所税務係では、2月中旬～3月中旬の確定申告時期に合わせて、市県民税の申告相談および所得税の確定申告の受付を行います。

なる人 Ⅱ 支払った医療費などの集計作業

▼事業（農業含む）所得、不動産所得などのある人

Ⅱ 申告書の作成に必要な収支内訳書などの記入

市県民税の申告相談および所得税の確定申告書提出の際には、次の点に注意してください。

■事前の金額集計・書類作成をお願いします

申告期間中、職員による金額の集計や書類の作成は困難ですので、次の要件に該当する人は、事前に金額集計や書類の作成をお願いします。

▼医療費控除などの対象と

相談・問い合わせをお願いします。申告期間中の対応は非常に困難ですので、申告期間が始まるまでにご相談ください。

収支内訳書や確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成することができます。積極的な利用をお願いします。
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

※市県民税申告をする人は、金額集計の基となる帳簿や経費の領収書などを持参してください。

※所得税の確定申告書を提出する人は、収支内訳書などを作成する基となった領収書などの添付は求めません。作成にあたって集計もれのないようご注意ください。

確定申告書の作成について、特に他部署への照会が必要な場合（資産の減価償却の内訳など）は、早めの

ほとんどの人は税金をきちんと納期限内に納めています。残念ながら納めていない人もいます。

「税金なんか払わなくても大丈夫」「ほかに払ってない人もいるし…」そんなふうに税金を滞納していたら…

■期間中の取り組み
税収確保、税負担の公平性のため、市は県、滞納整理機構と協働して、滞納処分などの取り組みを強化します。

【滞納者への対応】

□催告：催告書の送付・電話による催告



□財産調査：差し押さえすべき財産を調査



□財産差押：調査した財産を差し押さえ



□滞納処分：差し押さえ財産の公売や取り立てなど

※財産とは、不動産だけでなく、預貯金・給与・債権・自動車・貴金属・有価証券なども含まれます。

■納税相談窓口

【と き】 12月13日(日)

午前9時～正午・午後1時～4時

【ユウ】 納税課

【対 象】 市税を滞納している人

【内 容】 納付能力や滞納原因などについて

※災害や盗難、病気などの場合は、緩和制度もあります。

【問合先】

税務課市民税係

☎内線 2515

吉田支所税務係

☎内線 5527

三間支所税務係

☎内線 5712

津島支所税務係

☎内線 5912

【問合先】

納税課納税第2係

☎内線 2531・2532

2540～2543・2573

市役所への問合先

- 本 庁 ☎24-1111
- 吉田支所 ☎52-1111

- 三間支所 ☎58-3311
- 津島支所 ☎32-2721
- 宇和海支所 ☎62-0311